

# 重点要求書

2015年1月8日

大阪府教育委員会  
教育長 中原 徹 様

大阪府高等学校教職員組合  
執行委員長 近藤 美穂 様



大阪府立の高等学校並びに支援学校に勤務する教職員の勤務労働条件の改善について、以下の要求を行いますので、誠意ある回答をお願いします。

- (1) 府教委は、大阪高教組との労使慣行を厳守し、労働条件の改変にあたっては、一方的実施を行わないこと。
- (2) 臨時的任用職員について、一般職員との均衡を踏まえ、上位級への格付けや最高号給の制限の撤廃等、処遇の抜本的改善をはかること。
- (3) 非常勤教職員について、一般職員との均衡を踏まえ、抜本的な待遇改善をはかること。少なくとも15年度について非常勤講師及び府立学校非常勤職員等の報酬単価を引き下げないこと。
- (4) 評価結果を反映した勤勉手当の差別支給を行わないこと。当面、上位区分への支給原資としている条例支給月数0.675月分のうちの0.03月分を0.015月分に戻すこと。
- (5) 「評価・育成システム」の改定により、「生徒または保護者による授業アンケート」を活用した教員評価が導入されている。授業アンケートの活用前後で、教員評価の昇給・勤勉手当への反映がどのように変化があったのかについて検証するなど、昇給・勤勉手当への反映について、高教組と協議を行うこと。
- (6) 本年8月21日に発出された「土曜授業に関するガイドライン」には、前文で「土曜授業の実施にあたっては、『学校として教育的意義を認め』、『教職員の服務対応をし』、その後『教育委員会の承認を受ける』という3つのステップを経ることが必要です。」と記載されている。  
これを受け、「3 教育委員会への申請手続き」のところでは、「土曜授業を実施する場合は、事前に教育委員会に週休日の振替等に関する計画（土曜授業に係る業務に従事する全教職員分）を添えて申請し、承認を受けること。」と記載されている。「2 教職員の職務への対応」で記載があるとおり、土曜授業にかかると業務に従事する教職員の週休日の振替等が確実に行われるよう学校からの申請や事前相談の際には、これらの趣旨を徹底すること。
- (7) 学校図書館教育の充実に伴い、司書業務担当職員への時間軽減にかかる非常勤時間数の拡充や、非常勤時間数の適正分配を行うなど、担当者の負担軽減のための方策を講じること。
- (8) 校務支援システムなど、ネットワーク管理に従事する教職員のVDT作業における労働衛生環境の改善等のための負担軽減策を講じること。
- (9) 高等学校就学支援金事務について
  - ①申請教や納入督促数などにみられる繁忙を極める学校に対し、必要な人材の確保や賃金職員配当の改善を図るなど、学校事務職員の量的業務負担の軽減を図ること。
  - ②申請様式の改善など、事務の簡素化を図り、事務職員・教員の質的な業務負担軽減を図ること。

(10) 教職員が心身の健康を保ち安心して働くことができるよう、総合的な労働安全衛生対策を実施し、快適な職場環境を実現すること。増大する時間外勤務や多忙化を減少させるため、労働基準法第36条を踏まえた方策など、有効な対応策を講じること。

(11) 労働安全衛生法に基づいて、教職員の健康診断検査項目を充実させること。また、実施時間延長、要精検となったものへの対応等、受診しやすいように運用の改善・充実をはかること。

(12) 各学校での安全衛生委員会の活性化をはかるよう、周知にとめること。とりわけ、時間外労働の縮減による職員の健康保持・増進が安全衛生委員会でも取り組むべき事項であることを明確にすること。また、安全衛生委員会が各学校において、府立学校労働安全衛生規程と労働安全衛生法に基づいて適正に機能するよう指導すること。

(13) パワーハラスメント防止指針の周知に努めること。ハラスメント防止と相談体制の周知徹底のため全職員に対しての府教委からのメッセージを適切な時期に発すること。

（1） 各職員の健康を維持し、業務遂行の効率向上に努めること。

（2） 労働安全衛生法に基づき、労働安全衛生委員会を設置し、業務遂行の効率向上に努めること。

（3） 労働安全衛生法に基づき、労働安全衛生委員会を設置し、業務遂行の効率向上に努めること。

（4） 労働安全衛生法に基づき、労働安全衛生委員会を設置し、業務遂行の効率向上に努めること。

（5） 労働安全衛生法に基づき、労働安全衛生委員会を設置し、業務遂行の効率向上に努めること。

（6） 労働安全衛生法に基づき、労働安全衛生委員会を設置し、業務遂行の効率向上に努めること。

（7） 労働安全衛生法に基づき、労働安全衛生委員会を設置し、業務遂行の効率向上に努めること。

（8） 労働安全衛生法に基づき、労働安全衛生委員会を設置し、業務遂行の効率向上に努めること。

（9） 労働安全衛生法に基づき、労働安全衛生委員会を設置し、業務遂行の効率向上に努めること。

（10） 労働安全衛生法に基づき、労働安全衛生委員会を設置し、業務遂行の効率向上に努めること。

（11） 労働安全衛生法に基づき、労働安全衛生委員会を設置し、業務遂行の効率向上に努めること。

（12） 労働安全衛生法に基づき、労働安全衛生委員会を設置し、業務遂行の効率向上に努めること。

（13） 労働安全衛生法に基づき、労働安全衛生委員会を設置し、業務遂行の効率向上に努めること。

（14） 労働安全衛生法に基づき、労働安全衛生委員会を設置し、業務遂行の効率向上に努めること。

（15） 労働安全衛生法に基づき、労働安全衛生委員会を設置し、業務遂行の効率向上に努めること。

（16） 労働安全衛生法に基づき、労働安全衛生委員会を設置し、業務遂行の効率向上に努めること。

（17） 労働安全衛生法に基づき、労働安全衛生委員会を設置し、業務遂行の効率向上に努めること。

（18） 労働安全衛生法に基づき、労働安全衛生委員会を設置し、業務遂行の効率向上に努めること。